

## 岸和田市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くすため、市内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動(以下「地域猫活動」という。)を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫：飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫：特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫：特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動：次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一定の地域において、その地域の住民の理解を得てボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動。
  - イ 里親による飼養を斡旋する等、飼い主のいない猫の終生飼養を実現すること。
  - ウ 飼い主の適正な飼養の普及啓発を行うこと。
- (5) 不妊手術：オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- (6) 識別処置：不妊手術を終えたことが判別できるように手術時に片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。

さくらねこ TNR：Trap/捕獲し、NEUTER/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする

### (交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者(以下「被交付者」という。)は、地域猫活動を実施する市内で活動する団体(市内に主たる事務所等の活動拠点を有する団体又は代表者が市内に居住する団体に限る。以下「団体」という。)で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を実施ししようとする者とする。ただし、多頭飼育者本人及び親族を含む団体は除くものとする。

2 チケットの交付を受けようとする団体の代表者は、飼い主のいない猫不妊手術事業実施団体届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

2 被交付者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書(様式第4号)により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の全体像が判別できる写真

- (2) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の識別処置部分が判別できる写真
- (3) 不妊去勢手術を受けた飼い主がいない猫の捕獲作業の様子等、申請者の活動状況が判別できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(免責)

第9条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。